

重度障害児者の支援体制づくりに  
ご協力ください！



## 東大阪市 重度障害児者受入体制整備事業

重度障害のある方が地域で安心して暮らせるように、支援に必要な知識や技術の向上に取り組む事業所への助成を行います。

重度障害児者の支援や受け入れに必要となる以下の取り組みを対象に助成を行います。

- 講師を招いての研修開催
- 人材育成のための職員派遣（事業所間連携）
- 大阪府が指定する養成研修の受講



詳しくは裏面へ

申請書、Q&Aは市のウェブサイトよりご確認ください→



東大阪市 福祉部 障害者支援室 障害施策推進課

電話 06-4309-3183

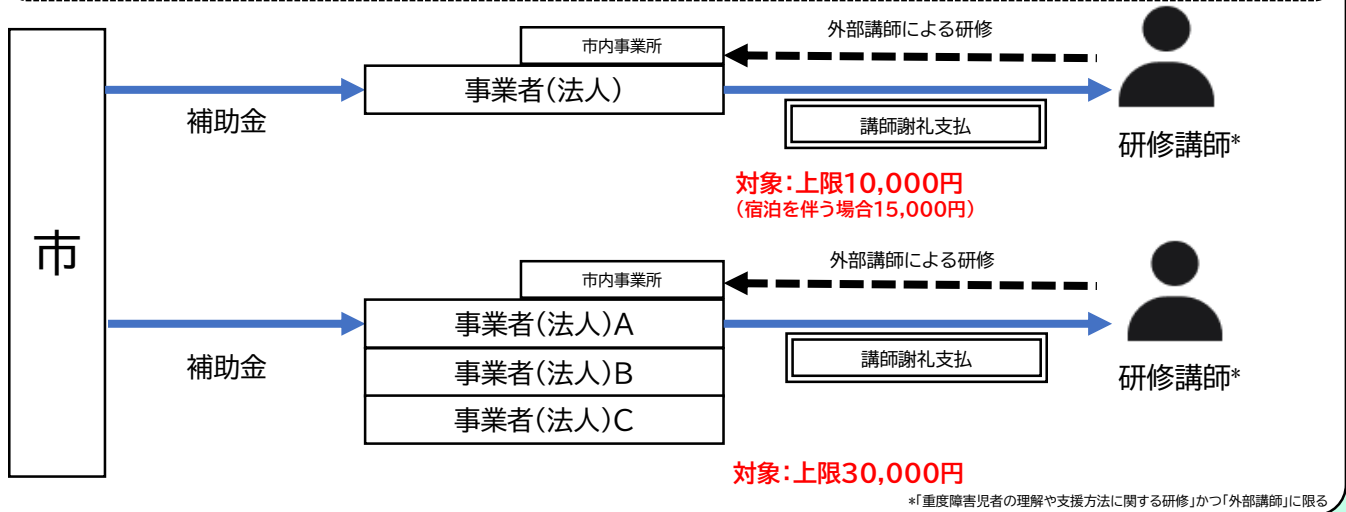
FAX 06-4309-3815

メール shogaishisaku@city.higashiosaka.lg.jp

# <助成対象事業のイメージ>

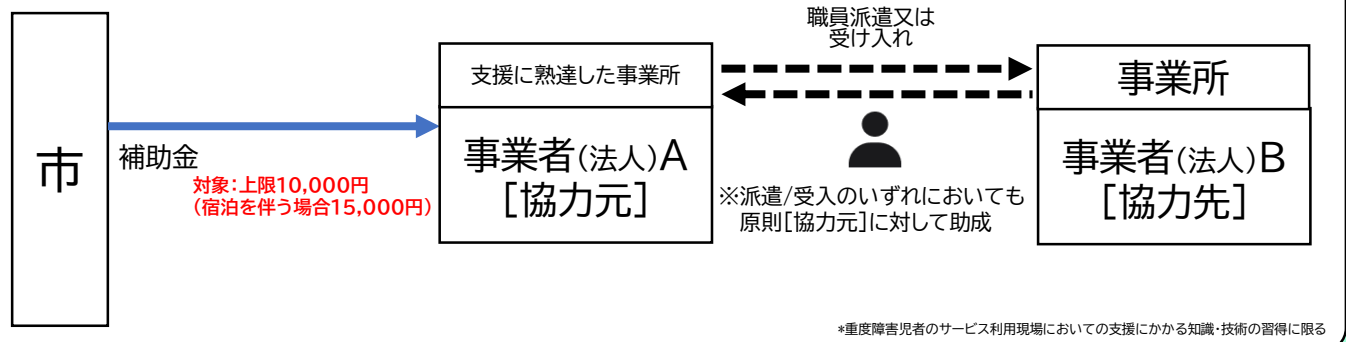
## (1) 研修開催

補助基準額：(講師謝礼額)上限10,000円/回  
 ※宿泊を伴う場合15,000円/回(1泊2日) ※複数法人が共同実施する場合30,000円/回  
 補助対象者：事業者(法人) ※1事業者につき上限5回/年度



## (2) 職員派遣又は受け入れ

補助基準額：10,000円/回 ※宿泊を伴う場合15,000円/回(1泊2日)  
 補助対象者：事業者(法人) ※1事業者につき上限5回/年度



## (3) 研修受講

補助基準額：研修受講費用の1/2(上限25,000円/1名) + [事業者の場合]体制確保加算(15,000円/1名)  
 補助対象者：事業者または東大阪市民 ※1事業者につき上限10名/年度

